川崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行う事業を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、川崎町補助金等交付規則（平成２９年規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　新婚世帯 事業開始日から事業終了日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。

（２）　住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（３）　引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）　夫婦ともに本町の住民基本台帳に登録され、申請日に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が入居する住居の住所となっており、かつ、申請日から２年以上継続して居住する意思があること。

（２）　申請日の属する年度の前年度の１月１日から当該申請年度の３月３１日までの間に新規に婚姻した世帯で、夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下であること。

（３）　所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年（ただし、申請日が１月１日から５月３１日までの間については、前々年）の１月１日から１２月３１日までの間の夫婦の所得を合算した金額が４００万円未満であること。ただし、次に該当する場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

ア　婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合　最後に離職又は転職した月の次の月における夫婦の所得の合算に１２を乗じた金額

イ　貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合　所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

（４）　対象となる住居が川崎町内にあること。

（５）　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（６）　過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（７）　交付対象者及びその世帯の構成員に、税及び住宅使用料等の滞納がないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、１世帯当たり３０万円を上限とする。ただし、婚姻日において夫婦ともに２９歳以下の場合は、１世帯当たり６０万円を上限とする。

２　前項に規定する補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３　補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から当該年度末までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、前条第３項の期間内に町長に提出しなければならない。

（１）　住民票の写し

（２）　所得証明書

（３）　貸与型奨学金の返還額がわかる書類（返済を行っている場合）

（４）　婚姻が確認できる書類

（５）　税の滞納がないことが証明できる書類

（６）　誓約書兼同意書（様式第２号）

（７）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　申請者は、前項に掲げるもののほか、別表に掲げる経費の区分ごとに、同表に掲げる必要書類を町長に提出しなければならない。

３　町長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、川崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めるときは川崎町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第４号。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第６条　前条第３項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに川崎町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第５号）に、前条第１項各号に掲げる書類及び別表に掲げる必要書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、川崎町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第６号。以下「変更交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めるときは不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　補助対象者は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書による通知を受けた場合は、速やかに川崎町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　交付要件を満たさない事実が発覚したとき。

（２）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（３）　前号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適当でないと認め

たとき。

（補助金の返還）

第９条　補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第１０条　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２ 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

